

TPS news 2020年 1月号

光る輝きをサポートします ~究極の夢と空間を追い求めて~

この紙面は「繁栄物語助演会社」として地域の皆様、お客様、社員、お取引先の皆様、そして志を共にする関係業界の皆様のお役に立つために編集されています

繁栄物語助演会社
株式会社ティ・ピー・エスサービス
住所 仙台市泉区上谷刈字治郎兵衛下48-3
電話 022-972-0815
発行責任者 藤巻 紀夫



西川さん正社員へ

昨年12月1日に契約社員として入社された西川さんですが、1年間の勤務評価を得て令和元年12月1日付で正社員に昇格しました!

業務課として設備点検や清掃作業に従事している西川さん。誠実で確実な取り組みの成果で、取引先様から「対応済みですか?」というお問い合わせがほとんどなくなりました。西川さんのこまめな仕事ぶりがよく分かる成果です。

氏名:西川 克巳
所属:業務課

いろいろな人に支えられながら正社員になる事が出来ました。

これからも少しでもお客様や会社の役に立てる様に頑張ります!



愛媛からの贈り物

愛媛出身の岩崎係長から、毎年この季節になると、みかんを頂くのですが、今年はちょっと違う? いえいえ、写真では小さくて分かりづらいですが、『紅まどんな』という種類です。調べますと...

南香と天草の交配品種。たいへん薄くてやわらかい外皮とじょうのう膜(薄皮)を持ち、果肉もゼリーのようになめらかで果汁たっぷりです。糖度が高く酸抜けも早いことに加え、大玉で紅の濃い美しい外観から、年末の贈答品として人気が高まっています。外皮が薄くむきにくいので、カットフルーツとしてお召し上がりください。



味は、オレンジとみかんの間、房の皮は薄くて食べやすいです。スーパーで、箱売りで売っているのを見たところ、1個あたり¥200でした! それを見て、大変おいしく感じた次第です。

ホームページ情報のご案内

★スタッフブログ 毎月2回以上更新しています!

2014年4月から始めましたスタッフブログです。富士山からのご来光の写真や社内懇話会のお知らせ等からスタートしました。6年間続くスタッフブログは仕事の事だけではなく、スタッフのプライベートな事も含み日常を知る事が出来るブログとなっております。普段現場にお邪魔しているスタッフの以外な一面が見られるかも?



★TPSニュース(社内報) 過去の社内報はこちらから!

過去4年間分の社内報を読む事ができます。日々忙しく、ゆっくり読む事が出来ず、見逃してしまった社内報はありませんか? 季節に流れと共に社長が思いを綴る社長コラムや会社の流れを改めて確認する事ができるかと思います。スタッフブログと共に是非一緒に閲覧してみたいかがでしょうか。

会社情報はホームページを!
<http://tps-s.co.jp/>



ブログも随時更新中です!
ぜひご覧ください♪

編集後記

明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。2020年、令和となり初めて迎える新年であり、東京オリンピック開催の年でもありますね。各地でスポーツ一色な年になるのではないのでしょうか。普段スポーツを敬遠しがちな私も何か始めてみようかと感じました。年が明け、これから寒さも強くなり雪や氷が車道だけではなく歩道など、いろいろな個所に様々な危険があるかと思えます。日々の行動に注意を払い、事故や怪我のない年をお過ごしください。

編集委員 齋藤 直人 中村 強志 釜澤 泰賢 小松原 智子

訃報

TPSの愛猫「ももちゃん」が令和元年12月21日20時30分にご逝去されました。享年19歳(人間年齢だと104歳)でした。ここに生前に賜りましたご厚誼に感謝し、謹んでご通知申し上げます。



創業以来続けている賀茂神社へのご参拝



毎年恒例となっている賀茂神社へのご参拝をさせていただきました。 ※写真は昨年のご参拝の様子です

年頭のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

令和最初となるお正月。皆様のおかげ様で今年も新しい年を迎える事ができましたことに心より感謝申し上げます。

皆様にとって、今年一年が実りある年になるように、また事故や怪我がなく無病息災である事を祈念し、皆さんと共にティ・ピー・エスサービスも新たな一年をスタートさせて頂きます。

皆さん、今年も健康で元気に、そして輝かしい年に致しましょう。

齋藤 正人

第1回 TPS業者会有志コンペ開催

令和元年11月30日、仙台ヒルズゴルフ倶楽部にてTPS業者会有志コンペが開催されました。実力差に開きがあったので、打ち切り無しの青天井で実施してグロス（ハンディなし）での成績は斎藤社長が1位を獲得！ハンディを含むと岩崎係長が優勝と言う結果でした。

今回のコンペに記者は参加出来なかったのですが、参加者の山田さんへ直撃インタビューを行いました。



今回初めて参加されて如何でしたか？

え～そうですね。とても楽しくプレイすることが出来ました。積雪の影響で私のメンタルも込み、どうなる事かと思っていましたが、無事にラウンドする事が出来ました。

成績についてはどうでしたか？

まあ、かなりブランクがありましたからね。それでも正直ベスト3位内には入るだろうと思ってましたが結果はコース内を右往左往して、汗のせいでメガネが曇って最下位でした。

全体的な雰囲気は如何でしたか？

こんな私でも邪険にされることもなく、皆さん笑顔で和気あいあいでした。

最後にひと言どうぞ

協力業者の皆様、初心者大歓迎です！私と回りましょう（笑）ぜひ、一緒に楽しく、一汗流しましょう！

山田さん、貴重な時間頂きありがとうございました。

「ながらスマホ」の罰則等大幅に強化

■違反点数、反則金は約3倍に引き上げ

「ながら事故」を起こせば即免許停止処分に

今年の国会で道路交通法が改正され、車で走行しながらスマートフォンや携帯電話を使用したり、カーナビゲーション装置等の画面を注視する「ながら運転（※）」が厳罰化されました。

（※正確には「携帯電話使用等」違反—ただし、停止中の操作は除く）

携帯電話使用時の違反点数、反則金なども約3倍と大幅に引き上げられ、事故などの交通の危険に結びついた場合は、即免許停止となります。

スマホなどを注視して危険を招くと、懲役1年以下の刑罰もありえます！



普段運転中でも着信があると、ついつい電話に出てしまった経験は皆さんもあると思います。

令和元年12月からは3点の減点と18,000円の罰則金で、従来の3倍になります。

しかも、運転中に携帯を使用して事故を起こしてしまった場合は、1発で免許停止と1年以下の懲役または30万円以下の罰金と言う、恐ろしい罰則が科されてしまいます！

10年ほど前、飲酒運転撲滅を図る際も、当時は「異常」ほど厳し罰則を設けられましたが、今日では「当たり前」になっています。

「飲んだら乗るな。乗るなら飲むな。」から「喋るなら乗るな。乗るなら喋るな。」へと、国民の安全を守るため法律も進化する。

事例に学ぶ 健康 + 安全 クリニック



情報は事故防止の宝物 “ヒヤリハット” は事故と同じ扱いで！

★事例

Aさん（62歳）は、ゴミ置き場天井部分の電球の交換作業に取り掛かった。しかし、手が届きそうで届かず、近くには脚立もなかった。そこでポリバケツに段ボールで蓋をして踏み台代わりに使ったところ、作業中にバケツが割れて、バランスを崩し床に落ちてしまった。幸いケガはしなかった。

ヒヤッとした、ハッとしたという体験は日常よくある。通勤途中を含めれば1日に2～3回は遭遇しているのではないだろうか。上記事例の場合、ポリバケツを壊してしまった事から“物損事故”の扱いで処理される事が多い。しかし、丁寧に事故分析をしてみれば、ポリバケツを踏み台代わりに使用した、用途外使用と言う不安全行動であり、大した高さではないが“転落事故”になる。運良く物損で済んだ。と言うだけである。

モノが上方から落ちてくる、飛んでくる災害を“飛来・落下災害”と呼ぶが、1メートル体から離れた場所に落ちればヒヤリハット、体に直撃すれば重大災害になる。結果ではなく要因を考えると、ヒヤリハットは事故として扱うことが重要なポイントとなる。

問題はこのヒヤリハットの体験をいかにして収集して共有化出来るか。と言う事である。

ヒヤリハットの要因には注意力の散漫や確認不足など、「失敗情報」が多く含む場合があり、言い換えれば隠したい情報になる。ここで大切になるのはヒヤリハットは決して失敗やミスと捉える必要はないと言う事。逆に隠さず共有できる人は危険への感受性が高く、安全意識の優れた人と言ってもよい。だからこそヒヤリハットの情報提供者は褒められるべきである。

「出せ出せ」と強要すれば、かえって出にくくなるもので、「出してくれてありがとう」と言う周囲からの感謝の気持ちが、情報を出しやすい雰囲気をつくるものである。また、せっかく集められたヒヤリハット情報は、ぜひ職場の安全活動に活用したい。ミーティングで共有化することは勿論であるが、ヒヤリマップにして掲示してみたり、社内報に掲載したりして、全社で事故防止に役立てよう。ヒヤリハット情報は宝物である。

ヒヤリハット情報活用のポイント

- 1 ヒヤリハット情報メモを作成し掲示板への貼り出しで共有化
- 2 ヒヤリハット情報から危険予知やリスクアセスメントの実施で安全化を推進
- 3 建物の見取り図などを活用して、ヒヤリ個所の明確化
- 4 ヒヤリハット発生場所で指差し呼称や、ひと声活動で安全確認
- 5 ヒヤリハットを生かして安全自己宣言

天才画家現る！

営業課では遺品整理のキャンペーンを実施しております。他社との差を生み出すべく皆で案を練っていると、釜澤さんが「僕、絵得意なんので手描きでやってみますか？」と言い、ペンを執りサラサラと書き始めました。

え？何このクオリティ！

デジタル化が加速する中、手描きの文章や広告には、どこか温かさがあります。イラストは目に留まりやすく、また目立つので営業資料としては良いことだらけ。しかもデザイン料もイラスト料も削減できました。釜澤先生、この調子で第二弾の執筆もお願いしますよ！

釜澤「次回作にもご期待ください！！」



	改正前	改正後
携帯電話の使用等（保持）	【罰則】5万円以下の罰金	【罰則】6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金
	【違反点数】1点 酒気帯び点数14点	【違反点数】3点 酒気帯び点数15点-取消
	【反則金】6,000円 普通自動車の場合	【反則金】18,000円 普通自動車の場合
携帯電話使用等により交通の危険を生じさせた場合	【罰則】3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金	【罰則】1年以下の懲役または30万円以下の罰金
	【違反点数】2点 酒気帯び点数14点	【違反点数】6点 酒気帯び点数16点-取消
	【反則金】9,000円 普通自動車の場合	【反則金】※非反則行為となりすべて罰則を適用